

＜東京版＞環境減税

中小企業者向け省エネ促進税制

目 的	中小企業者の省エネルギー設備等の取得を税制面から支援
手 法	事業税の減免
対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ^{注1} <small>注1 資本金1億円以下の法人、個人事業者等</small>
対 象 設 備	次の要件を満たすもの ① CO2削減義務対象外の事業所において取得されたもの ② 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備 ^{注2} で、環境局が導入推奨機器として指定したもの <small>注2 空調設備、照明設備、太陽光発電システム等</small>
減 免 額	設備の取得価額の2分の1(上限1千万円)を取得年度の税額から減免 ただし、当期税額の2分の1を限度 ※ 減免しきれなかった額は、翌年度税額からも減免可
適 用 期 間	次の期間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (法人) 平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度 (個人) 平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間
適用件数等 (見込み)	平年度 約 8千件 40億円 累 計 約 4万件 200億円

次世代自動車の導入促進税制

目 的	環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援
手 法	自動車税及び自動車取得税の免除
対 象 車	① 電気自動車 ② プラグインハイブリッド自動車 ※ 平成 21 年度から 25 年度の間、新車新規登録されたものに限る
免 除 額	(自動車税) 新車新規登録を受けた年度 及び翌年度から 5 年度分 全額を免除 (自動車取得税) 平成 21 年度から 25 年度の間、の取得 全額を免除
適用件数等 (見込み)	平成 21 年度 約 300 台 500 万円 累 計 約 15,000 台 30 億円
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代電気自動車(軽自動車タイプ)、プラグインハイブリッド自動車は、平成 21 年に市場投入の見込み ・ 平成 21 年度から 23 年度までの間、自動車取得税については、地方税法による免除あり